

奈良県総合リハビリテーションセンター及び県営福祉パーク・福祉住宅体験館で使用する電気について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和4年12月1日

奈良県総合リハビリテーションセンター
院長 川手 健次

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

奈良県総合リハビリテーションセンター及び県営福祉パーク・福祉住宅体験館で使用する電気

2 入札物件の数量

予定使用電力量 2,230,657 kWh (奈良県総合リハビリテーションセンター)

予定使用電力量 179,556 kWh (県営福祉パーク・福祉住宅体験館)

3 調達場所

奈良県磯城郡田原本町大字多 722 番地

奈良県総合リハビリテーションセンター

県営福祉パーク・福祉住宅体験館

4 供給期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで(1年間) ※計量日 毎月1日
(奈良県総合リハビリテーションセンター)

令和5年4月8日から令和6年4月7日まで(1年間) ※計量日 毎月8日
(県営福祉パーク・福祉住宅体験館)

5 入札方法

入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価(基本料金単価)及び使用電力量に対する単価(電力量料金単価)を根拠とし、あらかじめ当センターが別途提示する予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した総価(1年間)を入札金額とします。(燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、入札においては加算しません。)

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から9までに該当する者が、この入札に参加することができます。

- 1 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第4条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- 2 入札日時時点で、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- 3 入札時点で、奈良県物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者で、営業種目[J 2 電気]で登録をしている者であること。
- 4 電気事業法(昭和39年法律第170条)第2条の2の規定に基づき小売電気業の登録を受けている者であること。
- 5 令和4年度奈良県電力の調達に係る環境配慮方針に定める基準点を満たす者であること。

なお、新たに基準点の判定を得ようとする者は、次に示す場所に環境に配慮した電力調達契約評価項目の報告を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県環境政策課エネルギー・温暖化対策係

電話番号 0742-27-8016 (ダイヤルイン)

- 6 官公庁、官公庁に準ずる施設、病院及び学校に過去3年間で、2箇所以上の施設に本入札案件と同等以上の電気の供給実績があること。
- 7 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- 8 直近決算期が債務超過でないこと。
- 9 以下の3つの要件のうち、1つでも満たしていること。
 - ①直近3年間の経常利益の平均値がマイナスでないこと。
 - ②直前の経常利益がマイナスでないこと。
 - ③自己資本比率が40パーセント未満でないこと。

第3 入札書の提出場所等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書、仕様書等の交付場所・期間及び問い合わせ先
〒636-0345 奈良県磯城郡田原本町大字多722番地
奈良県総合リハビリテーションセンター総務課管理係
電話番号(代表) 0744-32-0200

入札説明書等の交付期間は、公告日から令和4年12月8日（木）までの間(土日祝は除く)の午前9時から午後5時まで

2 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しません。

3 入札説明書、入札仕様書及び各種様式等の公開期間

入札説明書、入札仕様書及び各種様式等は、下記公開期間中に下記公開場所からダウンロード可能です。

公開期間：告示日から令和4年12月8日（木）

公開場所：奈良県総合リハビリテーションセンターホームページ

<http://www.nara-pho.jp/reha/>

4 入札の日時及び場所

令和4年12月20日（火） 午前10時00分

奈良県総合リハビリテーションセンター 2階 会議室

第4 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

免除します。

3 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、契約の相手方が地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第27条第1項ただし書各号に該当するものであるときは、免除します。

4 入札者に要求される事項

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書等を所定の日時までに提出しなければなりません。

なお、奈良県総合リハビリテーションセンター院長から、入札参加資格確認申請書等の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (2) 競争入札参加資格確認申請書等に基づき参加資格の承認を受けた者を入札参加者とします。

- (3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、地方独立行政法人奈良県

立病院機構契約規程第8条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8 契約の不締結及び解除

- (1) 落札者が契約の締結までに下記要件のいずれかに該当すると認められるときは、落札者と契約を締結しないものとします。又、契約締結後、契約の相手方が下記要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

なお、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。この場合、契約者は地方独立行政法人奈良県病院機構契約規程第32条第2項の損害賠償金を納付しなければなりません。

(要件)

- ①契約者が競争入札に関し不正な行為をしたとき。
- ②契約者がその責めに帰する事由により履行期限内又は履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- ③契約者が正当の理由がないのに契約の履行の着手を遅延したとき。
- ④契約者が契約の履行に関し不正の行為をしたとき。
- ⑤契約者が正当の理由がないのに検査、検収、監督等関係職員の職務の執行を妨げたとき。
- ⑥契約者が契約事項に違反することにより、その契約の目的を達することができないと認められるとき。
- ⑦契約者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア. 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ. 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ. 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

- エ. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ. 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ. 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記ア.からオ.のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ. 本契約に係る下請契約等に当たって、上記ア.からオ.のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カ.に該当する場合を除く。）において、奈良県総合リハビリテーションセンターが契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
 - ク. 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (2) 契約締結後、契約の相手方が債務超過となった場合は契約者に契約解除の通知を行い、通知後3ヶ月経過以降の契約を解除することができることとする。この場合清算金（損害賠償を含む）を支払うことを要しない。

9 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。